

京都市訓令甲第 23 号
市 会 事 務 局
選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監 査 事 務 局

京都市市会及び行政委員会の事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

京都市長 松 井 孝 治

別表事務局の庶務を担当する課長（課を置かない事務局に置く庶務を担当する課長を含む。）の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、第11号を削り、第12号を第10号とする。

別表課長（課を置かない事務局に置く庶務を担当する課長を含む。）の項第4号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 水道、ガス、電気及び電話の料金、清掃手数料金その他定例的な経費の支出決定に関すること。
- (5) 単価契約済みの物品等の調達契約に関すること。

別表担当課長の項に次の2号を加える。

- (3) 担当事務に係る水道、ガス、電気及び電話の料金、清掃手数料金その他定例的な経費の支出決定に関すること。
- (4) 担当事務に係る単価契約済みの物品等の調達契約に関すること。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)